

令和4年度 就学援助を申請していない 保護者の方へ（大事なお知らせ！）

就学援助制度って？

小・中学生へ通う児童生徒の保護者に

**学用品費や学校給食費、修学旅行などの
費用の一部を援助**する制度です。



就学援助
イメージキャラクター
ツクロウくん

支給の決定について

同一世帯全員（同居、別居にかかわらず）の**所得審査**のうえで
支給の可否を決定します。

援助の内容（4月認定の年額）

（5月以降に申請し認定の方は、支給される費目や金額が変わります。）

| | 給食費 | 学用品費 | 通学用品費 | 校外活動費 (遠足等) | 通学費 | 修学旅行費 | 新入学学用品費 | 生徒費 |
|-----|--------------|---------|--------|----------------|--|--------------------|----------------------------|----------|
| 小学校 | 保護者負担分を学校に振込 | ¥11,420 | ¥2,230 | ¥1,550以内 | 片道 小学生4km以上 中学生6km以上で 公共交通機関利用者のみ対象 (領収書等提出必須)※上限額あり | ¥20,000以内 学校に振込 | 1年生で 4月認定者のみ ¥40,600 | — |
| 中学校 | | ¥22,320 | ¥2,230 | ¥2,240以内 | | ¥57,290以内 学校に振込 | 1年生で 4月認定者のみ ¥47,400 | ¥1,900以内 |

（※生活保護を受けている方⇒ 修学旅行費のみ援助対象 ※那覇市外在住の方⇒ 給食費のみ援助対象）

令和4年度就学援助申請の最終締切日は令和4年12月28日（水）です。

（生活保護を受けている方は、令和5年3月31日（金）まで）

認定になった場合**申請した月から援助費を支給**します。

**申請は
お早めに!**

詳しくは、那覇市教育委員会学務課
ホームページをご覧ください。
【那覇市 就学援助】で検索！

【お問い合わせ先】

那覇市教育委員会 学務課 就学奨励グループ

〒900-8553 那覇市泉崎1-1-1（那覇市役所本庁舎11階）

電話番号 098-917-3505

F A X 098-917-3380

就学援助



那覇市教育委員会からのお知らせ

令和5年4月に小学校入学予定のお子様がいらっしゃる保護者の方へ

那覇市にお住まいで令和5年4月に市立小学校へ入学を予定しているお子様の保護者へ、新入学学用品購入等の経済的負担を軽減するため、「**小学校入学準備金**」の支給をしています。

申請期間 9月1日（木）～9月30日（金）

小学校入学準備金

申請期間内に**保護者が直接学務課窓口**にて申請してください。

※令和4年度就学援助の申請済みの世帯については、入学準備金の申請を再度行う必要はありません。



詳しくは、那覇市教育委員会 学務課 ホームページをご覧ください。

準要保護認定の小学校6年生の保護者の方へ

※要保護認定の方については、生活保護費で支給されます。

中学校入学前の2月に新入学学用品費47,400円の一部（30,000円）を支給します。残りの額については、令和5年度の就学援助が**4月認定**となった保護者の方へ支給します。まだ就学援助の申請をされていない保護者の方は、お早めに申請してください。

※ 準要保護の申請締切日は、令和4年12月28日（水）です。

令和5年度 就学援助をご希望の保護者の方へ

就学援助は、毎年度申請が必要です。毎年4月から受付開始しています。

就学援助の審査に必要となる令和4年の収入分に係る税の申告がされていない場合は、審査が行えず、就学援助を受給することができないことがあります。



申告期間内（令和5年2月中旬～3月中旬）でのお手続きをお願いします。

※税の申告方法、申告期間については、市民税課にお問い合わせください。

（市民税課電話番号 098-861-3328）